

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和6年3月27日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300295 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300049 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 11 年 4 月から平成 17 年 5 月まで及び平成 23 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 4 月から平成 17 年 5 月まで及び平成 23 年 5 月から同年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 4 月から平成 17 年 5 月まで及び平成 23 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 4 月から平成 17 年 5 月まで及び平成 23 年 5 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 13 年 5 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 5 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 13 年 5 月から平成 15 年 3 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 11 年 4 月	26 万円	41 万円	—
平成 11 年 5 月から平成 13 年 4 月まで	26 万円	44 万円	—
平成 13 年 5 月から同年 8 月まで	26 万円	41 万円	44 万円
平成 13 年 9 月から平成 15 年 3 月まで	30 万円	41 万円	44 万円
平成 15 年 4 月から平成 16 年 8 月まで	30 万円	44 万円	—
平成 16 年 9 月から平成 17 年 5 月まで	30 万円	41 万円	—
平成 23 年 5 月から同年 8 月まで	30 万円	34 万円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 4 月 1 日から平成 17 年 6 月 1 日まで  
② 平成 17 年 10 月 25 日から平成 18 年 8 月 23 日まで  
③ 平成 23 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社に係る請求期間の標準報酬月額よりも多くの給与が支給され、厚生年金保険料も多く控除されていたので、控除された厚生年金保険料に見合う正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び③については、請求者が提出した給与明細書並びに請求者及びA社が提出した請求期間③に係る賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び③(次の表の第一欄に掲げる期間)の標準報酬月額については、前述の給与明細書及び賃金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成11年4月	26万円	41万円	—
平成11年5月から平成13年4月まで	26万円	44万円	—
平成13年5月から同年8月まで	26万円	41万円	44万円
平成13年9月から平成15年3月まで	30万円	41万円	44万円
平成15年4月から平成16年8月まで	30万円	44万円	—
平成16年9月から平成17年5月まで	30万円	41万円	—
平成23年5月から同年8月まで	30万円	34万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び③について、請求者の本請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について、事業主に対し納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成13年5月から平成15年3月までの期間については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額(第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)として記録することが必要である。

- 3 請求期間②については、請求者が提出したA社からの給与の振込先とするB銀行の預金通帳

及びC銀行が提出した請求期間②に係る預金取引明細照会（流動性）により、各月の給与の振込金額が確認でき、D町が提出した請求者に係る平成18年度（平成17年分）及び平成19年度（平成18年分）町県民税課税台帳記載事項証明書により、各年の社会保険料控除額及び給与収入額は確認できるものの、A社は、平成18年以前の貸金台帳を保管していない旨回答しており、請求者自身も請求期間②に係る給与明細書等を所持しておらず、当該預金通帳等からは、請求期間②に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300269 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2300015 号

## 第 1 結論

昭和 62 年\*月から平成 2 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年\*月から平成 2 年 1 月まで

大学受験の忙しい時に母から、20 歳になったのだから国民年金保険料を払いなさいと言われてことや、母が国民年金保険料を支払うからと仕送りから 1 万円減らされたことを憶えている。しかし、請求期間に係る国民年金の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

年金制度共通の番号として基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月より前に国民年金の加入手続が行われた際は、年金記録を管理するために国民年金の記号番号が払い出されることとされており、オンライン記録によると、請求者は、平成 2 年 2 月 6 日に任意加入被保険者として初めて国民年金の被保険者資格を取得し、その際に、請求者に対し国民年金の記号番号(\*)が払い出されていることが確認できる。

一方、請求者は、昭和 63 年から平成 6 年までの期間については、大学に在学していた旨陳述しているところ、請求期間当時の制度上、大学生は、平成 3 年 3 月まで国民年金の任意加入対象者であり、加入の申出をした日から遡って国民年金に加入することはできず、前述の記号番号(\*)については、オンライン記録においても、請求期間は国民年金に未加入とされていることから、請求者の主張どおりに請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に対し、当該記号番号とは別の記号番号が払い出されている必要がある。

しかしながら、請求者の請求期間における住所地である A 市（請求期間当時は B 町）は、当時の資料がないため、請求者に対する別の国民年金の記号番号の払出しについては確認できない旨回答しており、当局においても、社会保険オンラインシステムにより、請求者の氏名を複数の読み方により検索したが、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。